平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験資格の認定について

平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験資格の認定について、次のとおり定める。

平成24年５月23日　　最高裁判所

１　平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告第４受験資格の項の１の⑵の「最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　平成24年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了した日から起算して２年以上５年未満の者であって、平成24年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告第４受験資格の項の１の⑴に該当しないもの

⑵　平成24年４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者であって、次に掲げるもの

ア　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

イ　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、平成24年４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

ウ　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

エ　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

オ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、平成24年４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

カ　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、平成24年４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該本科を卒業する見込みがある者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び外国において平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑷　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、平成24年４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

⑸　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑹　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、平成24年４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、平成24年４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び平成25年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

統　　計

機械受注統計調査報告（平成24年３月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成23年４～６月	７～９月	10～12月	平成24年１～３月	平成23年12月	平成24年１月	２　月	３　月
受注総額	61,803	59,045	62,834	67,292	21,135	23,970	21,227	22,094
	（ −6.7）（ −4.5）（ 6.4）（ 7.1）（ −2.7）（ 13.4）（ −11.4）（ 4.1）							
	〔 9.4〕〔 −2.5〕〔 1.4〕〔 3.2〕〔 0.8〕〔 9.8〕〔 −9.3〕〔 8.1〕							
民需	27,754	27,423	27,404	26,253	8,298	8,679	8,979	8,594
	（ 0.9）（ −1.2）（ −0.1）（ −4.2）（ −20.2）（ 4.6）（ 3.5）（ −4.3）							
	〔 15.4〕〔 3.6〕〔 −0.3〕〔 −1.8〕〔 −15.7〕〔 −2.9〕〔 −13.4〕〔 7.0〕							
〃（船舶・電力を除く）	22,240	22,592	22,425	22,620	7,425	7,475	7,681	7,463
	（ 2.8）（ 1.6）（ −0.7）（ 0.9）（ −2.5）（ 0.7）（ 2.8）（ −2.8）							
	〔 9.8〕〔 5.8〕〔 6.7〕〔 3.3〕〔 6.3〕〔 5.7〕〔 8.9〕〔 −1.1〕							
製造業	9,861	9,861	9,792	9,804	3,205	3,165	3,465	3,174
	（ 0.7）（ −0.0）（ −0.7）（ 0.1）（ −4.0）（ −1.3）（ 9.5）（ −8.4）							
	〔 17.2〕〔 4.4〕〔 4.1〕〔 −0.5〕〔 3.0〕〔 −0.6〕〔 6.7〕〔 −4.8〕							
非製造業（船舶・電力を除く）	12,351	12,793	12,728	12,791	4,201	4,260	4,351	4,180
	（ 4.2）（ 3.6）（ −0.5）（ 0.5）（ −4.0）（ 1.4）（ 2.1）（ −3.9）							
	〔 4.2〕〔 7.2〕〔 8.6〕〔 6.4〕〔 9.0〕〔 11.7〕〔 10.8〕〔 1.7〕							
官公需	6,318	6,166	6,756	7,496	2,747	2,304	2,163	3,028
	（ 1.4）（ −2.4）（ 9.6）（ 10.9）（ 41.3）（ −16.1）（ −6.1）（ 40.0）							
	〔 −6.9〕〔 −11.0〕〔 1.0〕〔 30.6〕〔 33.7〕〔 16.2〕〔 −2.5〕〔 49.4〕							
外需	25,148	24,273	25,912	27,613	9,243	10,590	9,174	7,849
	（ −9.8）（ −3.5）（ 6.7）（ 6.6）（ 4.1）（ 14.6）（ −13.4）（ −14.4）							
	〔 7.1〕〔 −6.8〕〔 1.9〕〔 −1.3〕〔 12.6〕〔 18.3〕〔 −9.0〕〔 −10.0〕							
代理店	2,566	2,394	2,673	2,946	912	893	927	1,126
	（ 3.3）（ −6.7）（ 11.6）（ 10.2）（ 2.5）（ −2.1）（ 3.8）（ 21.5）							
	〔 7.8〕〔 −2.0〕〔 15.7〕〔 20.4〕〔 16.6〕〔 8.2〕〔 14.8〕〔 34.1〕							

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。